

地域防災の要が不足しています

消防団員になりませんか



問合せ 危機管理課 ☎972・5820

■消防団とは

消防団は、火災・地震・風水害などの際に出動し、地域住民の生命・財産を守るために消防防災活動を行う、消防組織法に基づき設置されている組織です。消防署の職員とは異なり、消防団員は普段は会社勤めや農業などの自営業の仕事をしながら、災害が発生したときなどに特別職の地方公務員として活動を行うボランティアのような存在です。地域密着性、要員動員力、即時対応力といった特性をいかして地域の安全確保のために大きな役割を果たしています。

■消防団の活動

- ① 消火活動 火災現場に出動し、消防署と協力して消火活動、後方支援を行います。
- ② 捜索・救助活動 大規模災害の際に救助活動や捜索活動を行います。
- ③ 水防活動 風水害の際には、管轄区域の見回り、倒木や飛来物の撤去、地域住民への避難の呼びかけなどを行います。
- ④ 訓練 放水訓練や資機材取扱い訓練、応急手当などの各種訓練を平時から行っています。
- ⑤ 防火啓発活動 春と秋の火災予防週間や年末年始などに、管轄内を見回り、火災予防の広報活動を行います。
- ⑥ 住民指導 地域の防災訓練におけるAEDの使い方・応急手当・消火訓練などの指導、学校での放水体験や消防団活動に関する講演、土のう作りなどの指導などを行います。
- ⑦ 各種イベント 消防フェア、消防出初式といったイベントやPR活動を行います。

■消防団員の待遇

消防団員には、階級ごとに決められた年額報酬と、出動に応じた出勤報酬に加えて、退職報償金や公務災害補償の他、消防個人年金等といった福利厚生制度があります。
なお、現在全国的に消防団員の処遇改善に向けて報酬等の見直しが行われており、市においても現在報酬の引き上げについて検討を進めています。

女性・学生消防団員も活躍しています

市女性消防団では、女性視点、主婦視点、母親視点で市民の皆さんに寄り添う活動をしています。幼稚園や保育園で花火教室を行ったり、各地域の防災訓練ではAEDや三角きんの指導を行っています。消防団の活動を支える広報PR活動や式典の運営にも携わっており、昨年7月の豪雨の際は、消防団本部室と消防署で災害情報処理に参加し、現場の消防団員の活動を支援しました。

また、18歳以上であれば学生でも消防団に入団することができるため女性や学生の皆さんの加入もお待ちしています。



▲女性消防団で活躍中の飯田さん（学生）





火災現場指揮本部



文化財防火デー「放水訓練」



女性消防団「応急手当訓練」

■消防団の必要性

近年、消防署などの消防施設の充実や火災発生件数の減少に伴って、「昔と違って消防団はもう必要ない」といった声が増えつつありますが、果たして本当に今の時代に消防団は必要なのでしょうか？確かに火災の件数は全国的に減少傾向にあります。火災がなくなつたわけではありません。

三島市においても、令和3年10月から12月までに4件の全焼火災が発生しています。

火災現場の最前線で消火活動や救助活動を行うのは消防署の職員です。しかし、火災現場では援護注水や水利の確保、中継送水などを始め様々な後方支援活動を消防団が担っており、消防団なしでは現場対応は成り立ちません。

また、消防団の活動は火災だけでなくではありません。近年、全国各地で地震や風水害などの大規模災害が多発化・激甚化しています。こうした災害時には市役所や消防署の職員だけでは対応が難しく、地域密着性や要員動員力などを有する消防団が、現場活動の要となります。

■消防団員になるには

①活動する分団を選ぶ

市内18の分団から入団先を選択します。各分団の管轄地域などは市ホームページに掲載しています。



▲各分団の詳細

②担当に希望を連絡

入団先を選択して、希望する分団を危機管理課消防団担当に連絡してください。

☎ 972・5820

☒ syouren@city.mishima.

shizuoka.jp

shizuoka.jp

③分団長との面談

日程調整の上で、入団先の分団長と面談を行います。

④入団決定

書類記入などの手続きを経て正式に入団が決定します。入団は随時受け付けています。また、毎年4月には入退団式が執り行われます。

interview



富士山南東消防本部
三島消防署
署長 北山 静さん

消防団の活動に感謝

消防団の皆さまには、日頃より消防活動に対して、ご理解とご協力をいただいております。感謝を申し上げます。

また、令和3年10月31日に発生した本町の建物火災は大きな火災被害となり、長時間の消火活動を要しましたが、消防団の皆さまの適切・効果的な消火活動と避難誘導活動へのご尽力とご協力により、火災鎮火に至ることができました。

消防活動では、消防団と消防署との連携が必要不可欠であり、今後も合同訓練などを継続的に行い、市民の安全と安心を守るため、連携強化に努め、災害被害の軽減を図っていきます。



南田町町内会
会長 土屋 昭雄さん

消防団は町内の「安全・安心」の存在

南田町には、消防署本署があり、消防団員も2人在住しています。そして、第2分団による定期的な夜警や風水害時における対応などのおかげで安心した日常を送ることができています。

さらに、町内の消火訓練の指導や水出し体験、新年のどんど焼きの警護をして頂いて、本当に感謝しています。これからも町内としての地域の暮らし（安全・安心）をより一層高めるために、町内会として消防団とコミュニケーションを取り、活動していきたいと思っております。

最後に、町内に消防団員がいてくださるのは本当に心強いです。（南田町町内会一同）